社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村総合福祉センター管理運営規程

(目 的)

第1条 "昭和村総合福祉センター(以下「福祉センター」という。)は、村民が健康でふれ あいと生きがいがもてる福祉を増進し、もって総合的な村民福祉サービスの向上を図るも のとする。

(管理運営)

第2条 福祉センターの管理運営については、昭和村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)及び条例施行規則を準用する。

(休館日)

(17日日) 第3条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1)毎週月曜日 ただし、月曜日が祝祭日の場合は翌日とする (2)会長が必要があると認めるときは、昭和村長(以下「村長」という。)と協議を してこれを変更し、又は研修等で臨時に休館することができる

(開館時間)

第4条 福祉センターの開館時間は午前10時から午後9時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、年末年始等特別な事情がある場合は、これを変更することが できる。

(利用の制限)

- 第5条 福祉センターを利用する者(以下「利用者」という。)の制限は、特に定めない。 ただし、次の各号の一に該当するときは、利用できないものとする。 (1)公益を害するおそれがあるとき (2)管理運上に支障があるとき

 - (3) 条例等に違反したとき (4) その他、会長が不適当と認めたとき

(利用料金)

第6条 利用者は、別表で定める利用料を納入しなければならない。ただし、会長が必要と 認めた場合は、これを減免することができる。

(個室の利用)

- 第7条 利用者が、個室を専用で利用するときは、次のとおりとする。 (1)利用時間は1時間単位とし、原則2時間以内とする ただし、他の利用者の利用 に支障がない場合は延長することができる
 - (2) 利用日は、休館日以外の開館時間内とする
 - (3) 利用者は下記の利用料を納入しなければならない ただし、5名以上の団体で利用する場合及び会長が認める場合は2時間まで無料とする

	1時間まで	2時間まで		2時間を超え1時間毎に	備	考
利用料	500円	1,	000円	500円		

(利用者の確認)

- 第8条 福祉センター利用者について確認事項は次のとおりとする。 (1)村民証、運転免許証、その他村民であることを証するもの (2)障害者手帳又はこれに準ずるもの

(損害補償)

、9条 福祉センターの施設、設備、用具などの暇疵により生じた事故については、施設管 理者賠償責任保険のてん補限度額に基づき補償するものとする。

この規程に定めるもののほか、福祉センターの管理運営に関する必要な事項は、 第10条 会長と村長が協議のうえ決定する。

附則 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

総合福祉センター受託運営事業実施要綱(平成9年4月1日制定)は、廃止する。

総合福祉センター受託連宮事業実施要綱(平成9年 この規程は、平成18年6月1日から施行する。 この規程は、平成19年11月1日から施行する。 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 この規程は、平成30年9月1日から施行する。 この規程は、令和5年5月1日から施行する。

RH 附 則

附 則